

# にいみフィルムコミッション規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、にいみフィルムコミッション（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は新見市観光協会内に置く。

(目的)

第3条 本会は、新見市の町の魅力と活力の創出を図るため、新見市内で行われる国内外の映画、テレビ、CMなどのロケーションを支援することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 映画等のロケーションの協力に関すること。
- (2) その他本会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第2章 会 員

(組織)

第6条 本会の組織は、目的に賛同する官公庁、団体、企業、個人をもって構成する。

(入会)

第7条 会員となることを希望する者は、理事会の議決を得て所定の手続きにより加入の申し込みをしなければならない。

(種別)

第8条 本会の会員の種別は次のとおりとする。

正会員

- (1) 団体会員
- (2) 個人会員

準会員

- (3) エキストラ会員
- (4) ロケ支援会員

(構成)

第9条 組織は、事業を行うに伴い発生する業務分担別に部を設置し、構成することができる。

(会費)

第10条 会費を徴収しようとするときは、その額については、役員会の承認を得て総会

の議決を得なければならない。

2 正会員は、前項の規定による会費が定められたときは、毎年所定の納期までに会費を納入しなければならない。

3 第1項に定める会費の額は次のとおりとする。

(1) 団体会員 年額 5,000円

(2) 個人会員 年額 1,000円

4 前の規定にかかわらず、官公庁及び顧問及び相談役からの会費は徴収しないものとする。

(脱退)

第11条 会員は、予め本会に通知し、脱退することができる。

(除名)

第12条 本会は次の各号に該当する会員を総会の議決により除名することができる。

(1) 本会の信用を著しく失墜させ、または本会の目的に反する行為を行ったとき。

(2) 会費の納入義務を履行しないとき。

(3) その他会員として適当でないと認められたとき。

### 第3章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2名

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選によって定める。

(役員職務)

第15条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 理事は、会長及び副会長を補佐し、職務を処理する。

(4) 監事は、本会の会計を監査し、その監査結果を総会に報告する。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

1 任期満了又は辞任によって退任した役員は後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

3 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 総会

(総会)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第18条 通常総会は年1回とし、事業終了後速やかに行うものとする。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 役員会が招集の必要を議決したとき。

(3) 3分の1以上の正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面をもち招集の請求があったとき。

(総会の議決事項)

第19条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

1 規約の変更

2 会員の除名

3 役員の選任及び解任

4 事業計画及び収支予算の決定又は変更

5 事業報告及び収支決算の承認

6 その他重要事項。ただし、ロケに関して急を要する事項については、役員会の議決によるものとする。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、会長をもって充てる。

(総会の議決)

第21条 総会は、正会員の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権)

第22条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(議決の委任)

第23条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決を委任することができる。この場合においては、第21条の規定は出席したものとみなし、これを適用する。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 本会の役員会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成する。

2 監事は、役員会に出席し意見を述べるができるが、議決権は有しない。

3 役員会は、会長が必要であると認めるときに招集する。

(役員会の議決事項)

第25条 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

(1) 総会に提案すべき事項

(2) 正会員の加入の承諾

(3) 本会の企画立案など運営に関する事項

(4) その他本会の目的達成のため急を要する必要な事項

第26条 第20条(議長)、第21条(議決)の規定は、役員会に準用する。

## 第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第27条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、本会の目的達成に必要な事項について会長の諮問に応ずる。

3 顧問及び相談役は、役員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 任期は2年とする。

5 顧問及び相談役は役員会に出席し、意見を述べるができるが、議決権は有しない。

## 第7章 会計

(収支)

第28条 本会の収入は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 本会の経費はその収入をもってこれに充てる。

## 附 則

1 この規約は、本会の設立の日から施行する。

2 第16条の規定にかかわらず、本会設立当初の役員任期は、役員となった日から平成20年3月31日までとする。

3 第5条の規定にかかわらず、本会設立当初の会計年度は、本会設立の日から平成19年3月31日までとする。

4 平成23年10月5日、第2条の「新見市商工観光課」を「新見市観光協会」に改める。